



鳥取県公報

令和2年5月19日（火）
第9201号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（292）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（293）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（294・295）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地計画の決定（296）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（297）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（2件）（298・299）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	港湾区域内の船舶の保管（300）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
倉元内科医院	境港市外江町1733-1	令和2年3月31日

鳥取県告示第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドNew米子店 米子市日ノ出町一丁目233 外
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社 代表取締役 國廣 敏彦 大阪府大阪市北区中之島二丁目2-7
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 J R西日本不動産開発株式会社 代表取締役 柴田 信
変更後 J R西日本不動産開発株式会社 代表取締役 國廣 敏彦
- 変更年月日
令和元年6月19日
- 届出年月日
令和2年4月21日
- 縦覧に供する書類
届出書
- 縦覧に供する期間
令和2年5月19日から4月間
- 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、本高土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年5月19日から同年6月9日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第297号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店

株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和2年4月14日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年5月19日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理 事 本 庄 米 治 鳥取市湖山町北六丁目304

令和2年1月11日退任

監 事 田 中 敬 悟 鳥取市三津235

令和元年10月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 大西邦人 鳥取市湖山町北六丁目289
監事 片山伸司 鳥取市三津393
令和2年3月28日就任 任期 令和4年10月3日まで

鳥取県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年5月19日

鳥取県東部農林事務所長 加藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理事 小林隆史 鳥取市用瀬町鷹狩711
" 森田和男 鳥取市用瀬町鷹狩521
" 森尾卓朗 鳥取市用瀬町鷹狩708
" 小林雅彦 鳥取市用瀬町鷹狩59-1
" 磯部正雄 鳥取市用瀬町鷹狩3
" 森田英樹 鳥取市用瀬町鷹狩522
" 小林純一 鳥取市用瀬町鷹狩735
監事 森田盛気 鳥取市用瀬町鷹狩478
" 森尾昌浩 鳥取市用瀬町鷹狩66
令和2年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森尾卓朗 鳥取市用瀬町鷹狩708
" 小林隆史 鳥取市用瀬町鷹狩711
" 森田英樹 鳥取市用瀬町鷹狩522
" 磯部正雄 鳥取市用瀬町鷹狩3
" 森田和男 鳥取市用瀬町鷹狩521
" 小林雅彦 鳥取市用瀬町鷹狩59-1
" 小林一郎 鳥取市用瀬町鷹狩704
監事 森田盛気 鳥取市用瀬町鷹狩478
" 森尾昌浩 鳥取市用瀬町鷹狩66
令和2年4月22日就任 任期2年

鳥取県告示第300号

令和2年鳥取県告示第50号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月19日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小林 公 行

1 保管した船舶

名称 又は 種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶 の放置されて いた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場 所

船舶	材質 FRP（繊維強化プラスチック） 船長 14メートル 総トン数 2.4トン	1隻	鳥取市港町18-1（鳥取港7号南野積場）	令和2年4月8日（水）午後1時30分	令和2年4月8日（水）午後1時30分	鳥取市港町13（鳥取港5号野積場）
----	---	----	----------------------	--------------------	--------------------	-------------------

2 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和2年5月19日（火）から同年10月8日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和2年7月8日（水）までに工作物の引取がないときは、港湾法第56条の4第5項及び第6項の規定に基づき当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市港町8

鳥取県鳥取港湾事務所

電話 0857-28-2432

(3) 引き取る際に必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

ウ 印鑑

3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、工作物の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した工作物一覧簿等の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を2（2）の場所において閲覧に供する。